

60歳前半の老齢厚生年金		老齢厚生年金																																							
支給開始年齢	<p>■支給開始年齢</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>生年月日</th> <th>定額部分</th> <th>報酬比例部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>～ S16.4.1</td><td>60歳～</td><td>60歳～</td></tr> <tr><td>S16.4.2 ～ S18.4.1</td><td>61歳～</td><td>60歳～</td></tr> <tr><td>S18.4.2 ～ S20.4.1</td><td>62歳～</td><td>60歳～</td></tr> <tr><td>S20.4.2 ～ S22.4.1</td><td>63歳～</td><td>60歳～</td></tr> <tr><td>S22.4.2 ～ S24.4.1</td><td>64歳～</td><td>60歳～</td></tr> <tr><td>S24.4.2 ～ S26.4.1</td><td>---</td><td>60歳～</td></tr> <tr><td>S26.4.2 ～ S28.4.1</td><td>---</td><td>60歳～</td></tr> <tr><td>S28.4.2 ～ S30.4.1</td><td>---</td><td>61歳～</td></tr> <tr><td>S30.4.2 ～ S32.4.1</td><td>---</td><td>62歳～</td></tr> <tr><td>S32.4.2 ～ S34.4.1</td><td>---</td><td>63歳～</td></tr> <tr><td>S34.4.2 ～ S36.4.1</td><td>---</td><td>64歳～</td></tr> <tr><td>S36.4.2 ～</td><td>---</td><td>---</td></tr> </tbody> </table> <p>※女性は5年遅れ ※特定警察職員等は6年遅れ</p>	生年月日	定額部分	報酬比例部分	～ S16.4.1	60歳～	60歳～	S16.4.2 ～ S18.4.1	61歳～	60歳～	S18.4.2 ～ S20.4.1	62歳～	60歳～	S20.4.2 ～ S22.4.1	63歳～	60歳～	S22.4.2 ～ S24.4.1	64歳～	60歳～	S24.4.2 ～ S26.4.1	---	60歳～	S26.4.2 ～ S28.4.1	---	60歳～	S28.4.2 ～ S30.4.1	---	61歳～	S30.4.2 ～ S32.4.1	---	62歳～	S32.4.2 ～ S34.4.1	---	63歳～	S34.4.2 ～ S36.4.1	---	64歳～	S36.4.2 ～	---	---	<p>■支給開始年齢</p> <p>65歳以上</p>
生年月日	定額部分	報酬比例部分																																							
～ S16.4.1	60歳～	60歳～																																							
S16.4.2 ～ S18.4.1	61歳～	60歳～																																							
S18.4.2 ～ S20.4.1	62歳～	60歳～																																							
S20.4.2 ～ S22.4.1	63歳～	60歳～																																							
S22.4.2 ～ S24.4.1	64歳～	60歳～																																							
S24.4.2 ～ S26.4.1	---	60歳～																																							
S26.4.2 ～ S28.4.1	---	60歳～																																							
S28.4.2 ～ S30.4.1	---	61歳～																																							
S30.4.2 ～ S32.4.1	---	62歳～																																							
S32.4.2 ～ S34.4.1	---	63歳～																																							
S34.4.2 ～ S36.4.1	---	64歳～																																							
S36.4.2 ～	---	---																																							

支給要件	<p>① 60歳以上であること</p> <p>② 1年以上の被保険者期間を有すること</p> <p>③ 老齢基礎年金の受給資格期間(保険料納付済期間+保険料免除期間+合算対象期間=10年以上)を満たしていること</p>	<p>① 65歳以上であること</p> <p>② 1ヶ月以上の被保険者期間を有していること</p> <p>③ 老齢基礎年金の受給資格期間(保険料納付済期間+保険料免除期間+合算対象期間=10年以上)を満たしていること</p>
------	---	--

年金額	■報酬比例部分(原則)		■再評価率の改定等	
	期間	報酬比例部分の額	原則	再評価率の改定
	平成15年4月1日以後	$\frac{\text{被保険者期間の平均標準報酬額}}{1,000} \times \frac{5.481}{1,000} \times \text{H15.4.1以後の被保険者期間の月数}$	<p>再評価率の改定</p> <p>名目手取り賃金変動率を基準として改定する</p> <p>※名目手取り賃金変動率 = 物価変動率 × 実質賃金変動率 × 可処分所得割合変化率</p>	<p>基準年度以後再評価率の改定</p> <p>物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)を基準とする</p> <p>※基準年度以後再評価率=受給権者が65歳に達した日の属する年度の初日の属する年の3年後の年(68歳)の4月1日の属する年度以後において適用される再評価率</p>
	平成15年4月1日前	$\frac{\text{被保険者期間の平均標準報酬月額}}{1,000} \times \frac{7.125}{1,000} \times \text{H15.4.1前の被保険者期間の月数}$	<p>調整期間の特例</p> <p>算出率を基準とする</p> <p>※算出率 = 名目手取り賃金変動率 × 調整率 × 前年度の特別調整率(当該率が1を下回るときは、1)</p>	<p>基準年度以後算出率を基準とする</p> <p>※基準年度以後算出率 = 物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率) × 調整率 × 前年度の基準年度以後特別調整率(当該率が1を下回るときは、1)</p>
	<p>※ 昭和21年4月1日以前生まれの者については、生年月日に応じて給付乗率を読み替える。</p> <p>※ 「平均標準報酬額」とは、被保険者であった期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額に再評価率を乗じて得た額の総額を、当該被保険者であった期間の月数で除して得た額をいう。</p> <p>※ 「平均標準報酬月額」とは、平成15年4月1日以前の被保険者であった期間の各月の標準報酬月額に再評価率を乗じて得た額を、平成15年4月1日以前の被保険者であった期間の月数で除して得た額をいう。</p>			

年金額	■定額部分		■経過的加算	
	期間	定額部分の額	①の額(60歳前半の老齢厚生年金の定額部分の額)	②の額(厚年加入期間に係る老齢基礎年金の額)
		$1,628円 \times \text{改定率} \times \text{被保険者期間の月数}$	$1,628円 \times \text{改定率} \times \text{被保険者期間の月数}$	$780,900円 \times \text{改定率} \times \frac{\text{昭和36年4月以後で20～60歳未満の厚年の被保険者期間の月数}}{\text{加入可能年数} \times 12}$
	<p>※ 昭和21年4月1日以前生まれの者については、生年月日に応じて、「1,628円×改定率×1.875～1.032×被保険者期間の月数」となる。</p> <p>※ 被保険者期間の月数には、生年月日に応じて次の上限がある。</p> <p>昭和4年4月1日以前生まれ:420月(35年) ～ 昭和21年4月2日以後生まれ:480月(40年)</p>			
	<p>■特例</p> <p>(障害者) 報酬比例部分のみの60歳前半の老齢厚生受給権者が、次の要件に該当した場合は、特老厚の請求をすることができる。</p> <p>①被保険者でないこと</p> <p>②障害等級1～3級の障害状態にあること</p> <p>(長期加入者) 報酬比例部分のみの60歳前半の老齢厚生受給権者が、次の要件に該当した場合は、特老厚が支給される。(請求不要)</p> <p>①被保険者でないこと</p> <p>②被保険者期間(離婚時みなし被保険者期間を除く)が44年以上(=16歳～60歳まで44年間厚年に加入していた)</p> <p>(坑内員・船員) 坑内員+船員期間を合算して15年以上あるときは、特老厚が支給される。</p> <p>・被保険者期間の計算特例により3分の4倍又は5分の6倍しない、実際の被保険者期間が15年以上必要となる。</p> <p>・昭和41年4月1日以前に生まれたい者について、生年月日に応じて、55～64歳に達したときに支給が開始される。</p>			

加給年金額	■支給要件		■増額改定	
	対象者	加給年金額	①死亡したとき	②受給権者による生計維持の状態がやんだとき
	配偶者	224,700円×改定率		
	1・2人目の子	224,700円×改定率(1人につき)		
	3人目の子	74,900円×改定率(1人につき)		
	<p>※報酬比例部分相当のみの老齢厚生には加給年金額は加算されない。</p> <p>※配偶者の加給年金額には、受給権者の生年月日に応じ、特別加算が行われる。</p>			
	■特別加算		■減額改定	
	受給権者の生年月日	特別加算額	<p>加算要件となっている配偶者又は子が、次のいずれかに該当するときは、その該当するに至った月の翌月から年金額が改定される。</p> <p>③配偶者が、離婚又は婚姻の取消をしたとき</p> <p>④配偶者が、65歳に達したとき</p> <p>⑤子が、養子縁組によって受給権者の配偶者以外の者の養子となったとき</p> <p>⑥養子縁組による子が、離縁をしたとき</p> <p>⑦子が、婚姻したとき</p> <p>⑧子(障害等級1・2級の子を除く)について、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき</p> <p>⑨障害等級1・2級の子(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を除く)について、その事情がやんだとき</p> <p>⑩子が、20歳に達したとき</p>	
	昭和9年4月2日～昭和15年4月1日	33,200円×改定率		
	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	66,300円×改定率		
	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	99,500円×改定率		
	昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	132,600円×改定率		
	昭和18年4月2日以後	165,800円×改定率		